

平成24年塩尻市議会12月定例会

総務環境委員会会議録

日 時 平成24年12月14日(金) 午前10時00分

場 所 全員協議会室

審査事項

議案第 1号 塩尻市税条例等の一部を改正する条例

議案第 2号 塩尻市情報公開条例の一部を改正する条例

議案第 3号 塩尻市暴力団排除条例の一部を改正する条例

議案第 4号 塩尻市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

議案第28号 平成24年度塩尻市一般会計補正予算(第6号)中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費16目市民交流センター費を除く)3款民生費中1項社会福祉費8目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(2項清掃費中1目し尿処理費を除く)、9款消防費、第2条債務負担行為補正、第3条地方債補正

陳情12月第1号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情

陳情12月第3号 国立医療と地域医療の充実に係る陳情

陳情12月第4号 最低制限価格の設定に関する陳情

出席委員・議員

委員長	古畑	秀夫	君	副委員長	務台	昭	君
委員	牧野	直樹	君	委員	金田	興一	君
委員	青柳	充茂	君	委員	五味	東條	君
委員	丸山	寿子	君	委員	柴田	博	君
議長	永田	公由	君				

欠席委員

なし

説明のため出席した理事者・職員

省略

議会事務局職員

事務局長	小松	俊夫	君	事務局次長	宮本	京子	君
庶務係長	小澤	秀美	君				

委員長 おはようございます。全員おそろいですので、ただいまから12月定例会総務環境委員会を開会いたします。本日の委員は、委員全員出席しております。

それでは、審査に入る前に理事者からあいさつがあれば、お願いいたします。

理事者あいさつ

副市長 おはようございます。委員会をお開きをいただきまして大変ありがとうございます。御提案を申し上げますそれぞれの案件につきまして、よろしく御審査をお願いをしたいと存じます。なお、平成24年度補正予算(第6号)につきまして、総務費の中で庁舎の耐震工事の補正を、工事と言いますか、お願いしてございます。この件に関しましては、全協のところで御説明をしまいいりましたけれども、改めてここで工法等について詳しく御説明を申し上げたいと存じます。市長も委員の皆さんの御意見を伺いたいというふうに申しておりますので、後ほど出席をさせていただきますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

委員長 ありがとうございます。

では、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。日程について、副委員長から説明させます。

副委員長 皆さん、おはようございます。それでは、本日の日程について概略を申し上げたいと思います。今回の委員会ですが1日のみで、委員会終了後に協議会が予定されております。現地視察については、両小野国保診療所を予定しております。大変寒い時期ですので、暖房と言いましょか、自分の身を守るための防寒具等については御配慮をいただきたいと思います。

なお、終了後の懇親会ですが、午後5時45分からベルヴィホールで行いますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

委員長 ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただきますよう御協力をお願いいたします。また、発言に際しましては必ずマイクを通じて行っていただき、スイッチ等に気をつけて発言をお願いいたします。委員の皆さんには、マイクに近づいて質問をするようにしてください。実はちょっと聞き取れない部分があるということです。説明者、答弁者には、ワイヤレスマイクを回していただきます。マイクスイッチ確認の上、発言をお願いいたします。議事進行への御協力をお願いします。

議案第1号 塩尻市税条例等の一部を改正する条例

委員長 それでは、議案第1号塩尻市税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

税務課長 それでは、まず最初に関係資料の配付をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員長 よろしいですね。お願いします。

税務課長 では、議案関係資料の1ページをお願いいたします。提案の理由は長野県県税条例の一部が平成24年10月11日に改正されたことに伴い、必要な改正をするものです。

概要は、個人市民税の課税に当たり、寄附金税額控除の対象となる寄附金の範囲を個人県民税と同範囲に改めるものでございます。

改正内容は2ページをごらんいただきたいと思います。新旧対照表の第1条関係でございますが、現行条例の第34条の5第1項中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は、の部分削り、改正案におきましては、新たに第1号及び第2号として表記し、また現行条例の第1号から第10号につきましては、改正案の第3号にまとめて、その控除対象範囲を国内から県内に変更するものでございます。

ここで先ほど配付しました資料のNo.1をごらんください。この条例改正で変更となる点は、この表の一番右側の列の市民税の欄におきまして色づけをして示した範囲、薄い色の部分でございますけれども、そこでございます。左側の所得税の欄で説明しますと、1から6番まで番号がございますが、そのうち3の特定公益増進法人に対する寄附金、4の特定公益信託に対して支出した金銭、5のNPO法人に対する寄附金であります。ただし、このNPO法人は、都道府県知事が寄附金の控除対象NPO法人として認定した認定NPO法人に限定されます。この3から5の(1)に該当する寄附金の控除適用範囲を、長野県が去る10月1日に長野県県税条例を改正し、新たに県内に事務所または事業所を有する法人、または団体に限定して指定したことにあわせて、本市におきましては、対象範囲を今まで所得税に準じた国内でございましたが、県民税に準じて県内に変更させていただくものでございます。

裏面の資料No.2につきましては、対象となる団体、法人の一部でございますが示してございますので、参考にいただければと思います。

次に議案関係資料の4ページをお願いいたします。第2条関係の新旧対照表でございますが、この改正は1条の条例改正に伴いまして、平成20年塩尻市条例第18号の附則第6項において引用しております同条第1項第10号の引用部分が先の改正により、同条第1項第3号に該当することとなるため改めるものでございます。

なお、この条例の施行は公布の日からとし、改正後の寄附金控除の適用は平成25年1月1日以降に行われたものからとし、ことし中に12月31日までに行われた寄附金に対する寄附金控除につきましては、従前の例によるものとするものでございます。以上でございます。

委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

五味東條委員 簡単に質問します。今の、この資料No.2のところですね、例えば学校法人に対する寄附金なんかは免除になるということで、歯科大と都市大と松商学園があるんだけど、例えば志学館高校がですね、例えば何周年や何かで寄附金したりする場合があるじゃん。そういうような時にはどういう形になるわけですか。

税務課長 県立高校でございますので、ここにございます都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金という扱いになりますので、よろしく申し上げます。

委員長 ほかにございますか。

柴田博委員 説明資料のNo.1を見ると、結果的に所得税と市民税の場合で控除される項目が異なってくるわけですが、現在、例えば所得税の申告をする時には、それで書いて、税額を控除して出して、市民税用には特に出してないわけですが、その辺はどうなるわけですか。

税務課長 委員さんのおっしゃるとおり、寄附金の控除対象者の方は、その多くの方がほとんどでございますが所得税の納税者でございます。確定申告によって所得税の控除も受けられますので、その際関係書類をつけて確定申告をし、所得税の控除を受けます。所得税の確定申告をしますと、その写しが住民税の課税資料として関係自治体のほうに回付となりますので、それに基づきまして関係自治体は、市県民税の課税を行うという段取りに

なります。以上です。

柴田博委員 そうしますと、申告する個人は、特に改めて市民税用に申告をし直さなきゃいけないってことはないということですね。

税務課長 所得税の申告がされれば、それで十分でございます。

柴田博委員 いいです。

委員長 ほかにございますか。

牧野直樹委員 学校法人に対する寄附の中で、内容ってというのは別に定めはないわけですかね。

税務課長 入学金は対象になりません。

牧野直樹委員 それは当然そうだね、寄附じゃないもの。

税務課長 それと、その寄附によって独占的に利益を得るような寄附についても、その個人がですね、その学校法人に対して寄附することによって、その個人が独占的に何らかの利益を得るような、そういう寄附についても寄附金控除の対象にならないということになっております。以上です。

牧野直樹委員 ということは簡単に言うと、例えば甲子園へ行く時の寄附だとか、創立何周年の寄附だとかいうのは、控除の対象になるってことか。

税務課長 学校法人が特定公益増進法人の認可を受けている学校法人であれば、寄附金は対象になります。

委員長 よろしいですか。ほかにございますか。よろしいですかね。

それでは、質疑を終了します。討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第1号塩尻市税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第1号塩尻市税条例等の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第2号 塩尻市情報公開条例の一部を改正する条例

委員長 議案第2号塩尻市情報公開条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

庶務課長 それでは、お願いいたします。議案関係資料5ページをお開きいただきたいと思います。議案第2号塩尻市情報公開条例の一部を改正する条例であります。

提案理由でございますが、市政に対する情報公開制度をより利用しやすいものとするため、必要な改正を行うものでございます。

概要でございますが2点、1つは情報公開を請求することができる者の規定を何人も請求できると改めるものであります。2点目としまして、市が出資する法人等も情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとするものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。6ページでございます。左側改正案、右側現行でございますけれども、第4条でございますが、情報の公開請求権ということで定めてございます。現行におきましては、第4

条に公開を請求することができる者ということで、第1項に市内に住所を有する者、以下第5号まで定めておりまして、2項でそれ以外の者については情報公開の請求があった時は、これに応ずるよう実施機関は努めるものとするというようになっております。これを一步踏み込んで情報公開を進めるために、左側でございますが、第4条、何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する情報の公開を請求することができるものと定めるものでございます。

次に、出資法人等の情報の公開を追加で入れるものでございまして、第18条に市が出資その他財政支出等を行う法人であって、実施機関が定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。2項といたしまして、実施機関は、その法人等の情報の公開を請求が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。18条を加えまして、以下18条、19条をそれぞれ繰り下げるものでございますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さん、質問ありましたらお願いします。

丸山寿子委員 今までに請求のされた件数、傾向についてをお聞きしたいのと、それから(2)のところ、市が出資する法人等とありますが、これについて具体的をお願いします。

庶務課長 まず1点目の情報の公開の状況でございますけれども、件数でいきますと平成22年で20件、それから平成23年度で37件でございます。その内訳と言いますか、それにつきましては、後で補佐のほうからちょっと説明を加えさせていただきたいと思っております。

それから、次の出資法人等、どんなところがっていうことでございますが、規則の中で定めていくわけでございますが、今回想定しておりますのは、地方自治法に基づきまして議会のほうに経営状況等を報告するということになっている団体等が7団体ございます。具体的に申し上げますと、塩尻市土地開発公社、それから塩尻市文化振興事業団、それから株式会社信州ファーム、株式会社ならい荘、それから塩尻木曽地域地場産業振興センター、それから塩尻市振興公社、塩尻市農業公社、この7つの法人等をこの対象として定めていきたいというように考えているところではあります。先ほどの追加の説明は補佐のほうからさせていただきます。

行政係長(補佐) それでは、情報公開の状況の内訳等でございますが、ここ2年ほどの状況ですが、平成22年度20件の内訳ですが、いわゆる条例で資格がある者ということで、市内にお住まいの方、これが9件ございまして、市外の方が11件で、計20件。内容等につきましては、ホームページ、広報等で、こういう状況を知らせるということで毎年7月に公開をしておりますが、内容等につきましては、建設工事等の金額入りの設計書についての開示が6件、地図情報等に関しまして、建築計画の概要書等の開示請求が3件、住居表示の台帳等の開示請求が3件などというような状況でございます。平成23年度の37件につきましては、市内が20件、市外が17件というふうになってございます。内容等につきましては、やはり傾向として同じような状況ですが、建築工事に関しまして金額入りの設計書の開示、これが12件の請求。建築計画の概要書等の請求が3件、住居表示の台帳等についての請求が4件というような状況になっております。以上です。

委員長 いいですか。ほかにございますか。

柴田博委員 いいことだからいいと思うんですが、今の時期にこういう改正をするというのは、なぜかっていうのが、もしわかればお願いします。

庶務課長 よく新聞等の報道で、情報公開の状況等をランクづけされて出てくるケースがございます。その中

である新聞社におきましては、やはり私どもは何人もっていうように今度変更するわけでありまして、それ以外、今までは市外の方等については努めるというように規定してあって、実際には情報公開をしていました。でも、それではやはり、一般に見て情報公開が十分であるという判断はされないという世間一般のそういう考え方を受けてですね、一步、やはりしっかり表現すべきであると、条例の中で、そういうことで判断をさせていただいたということございまして、今までやってたものではございますけれども、こういう形で御提案をさせていただいたということでございます。

柴田博委員 わかりました。それとですね、出資法人のほうについては努めるものとするということで書いてるわけですが、これは実際には原則的には公開するということと考えてよいわけですか。

庶務課長 出資法人については、今後ですね、担当課を通じてそのように指導をさせていただく予定でありますし、中には、県の情報公開条例において、既にそういうように指定をされているものもございまして。そういうことで体制を整えてもらうように指導をしながら情報公開をしていくという姿勢を明確にしていきたいというように考えております。

委員長 ほかにございますか。

青柳充茂委員 条例改正の意図はわかりましたけれども、これによって塩尻市の情報公開度っていうのはね、上がったと思いますけれども、どのくらい上がったのかっていうのを表現するとしたらどうなりますか。近隣市町村とか、それから県内と比較してどうかというような点ではどうですか。わかったら近隣市町村の様子を教えてください。

庶務課長 この情報公開条例の中で何人もというように定めているのは、たしか年度当初では19市中13市が既にそのような対応をしております。オンブズマンの関係で情報公開の度合、19市中現在塩尻市は10位にランクされておりますので、この調査が毎年されておりますので、その結果で少しでも上がればというように考えているところでございまして、具体的にはその結果を見てということになるかと思っております。以上です。

委員長 いいですか。ほかに。

議長 先ほど庶務課長の説明の中でね、出資法人の関係、ならい荘って言ったような気がするんだけど、ならい荘は既に望月地所に任せてあるんで、今までの分についての情報公開はできるけど、これからは多分関係なくなると思うんだけど、その辺はどうなんですか。

庶務課長 ならい荘につきましては、9月には確かに報告をされております。それで、現時点ではまだ出資のされてる金額って言いますか、出資額について最終的な処理がまだされておられませんので、現時点ではならい荘が入ってくるかなと。その状況によって規則をまた改正して、落とすべき時は落としていくという形になるのかというように思っております。

議長 ちょっと今のところもう1回詳しく説明してくれる。

副市長 会社は解散議決をいたしました但し清算が済んでおりませんので、正式の清算が済むまで法人の形態としては残っております。これで、今年度と言いますか、ここですべての清算が済みまして、それで残っていた残余の株式も譲渡が完了いたしましたので、正式にはここで、ここでと言いますか、今年度中には消滅することになります。

委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

ないようですので討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第2号塩尻市情報公開条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。それでは、次に進みます。

議案第3号 塩尻市暴力団排除条例の一部を改正する条例

委員長 議案第3号塩尻市暴力団排除条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。

消防防災課長 それでは、引き続き7ページをお願いいたします。議案第3号塩尻市暴力団排除条例の一部を改正する条例でございます。提案理由といたしまして、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部が本年10月30日に改正されたことに伴いまして、必要な改正をするものです。

概要としましては、引用している暴力団員による不平等な行為の防止等に関する法律の条項を改めるものです。

8ページをお願いいたします。新旧対照表にありますように、現行第3条の基本理念の第2項の中で、暴力団の排除は、市、市民、事業者及び法第32条の2第1項という規定がございますが、この改正によりまして第3条の2が法第32条の2から法第32条の3第1項に改正をするものでございます。これにつきましては、この暴力団員による不平等な行為の防止等に関する法律の中の32条の2にですね、新たに事業者の責務ということで、事業者は事業活動を通じて暴力団員に不平等な利益を得させることがないように努めなければならないという条項が追加されたために、32条の2項が3項に繰り下げとなったものでございます。以上でございます。

委員長 それでは、質疑を行います。ありますか。

五味東條委員 今のこの、要するに第32条の2が第32条の3に変わったってということの趣旨は、要は事業者がそれに締結してはならないという項目が入ったということですか。そのちょっと条文をもう1回ちょっと読んでくれませんか。

消防防災課長 新たに追加された条項としましてはですね、事業者の責務として、事業者は事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させることがないように努めなければならないという、この条項が追加になったということです。

五味東條委員 はい、わかりました。

委員長 よろしいですか。ほかにございますか。ないですか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは、質疑を終了いたします。討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 採決を行います。認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 議案第3号塩尻市暴力団排除条例の一部を改正する条例については、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第4号 塩尻市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

委員長 議案第4号塩尻市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について、説明を求めます。

契約担当課長 それでは、お手元の議案関係資料の9ページをごらんいただきたいと思います。提案理由でございますが、契約事務の合理化及び効率化を図るため、新たに塩尻市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を定めるものでありまして、概要といたしましては、市が長期継続契約を締結できる契約の種類を定めるものであります。この条例の施行につきましては、公布の日から施行するものでございます。

具体的な内容につきましては、議案をごらんいただきたいと思います。この条例の趣旨は地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものであります。

長期継続契約を締結することができる契約の種類を第2条に挙げさせていただいております。第1号といたしまして、物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるものであります。その具体的な例といたしましては、事務機器等の借り入れに関する契約で、複写機、印刷機、電子計算機、また公用車などの借り入れでございます。

第2号といたしまして、経常的かつ継続的な役務の提供を毎年度当初から受ける必要がある契約で、複数年度にわたり契約を締結することを要するものであります。その具体的な例といたしましては、公共施設などの維持管理にかかわる業務の委託に関する契約でありまして、庁舎等建物の清掃業務、エレベーター、自動ドア施設の保守点検業務などでございます。以上でございます。

委員長 それでは、質疑を求めます。委員の皆さん、ありましたらお願いします。

五味東條委員 例えば例を挙げれば、例えば、ここの庁舎の清掃だとか、そういったものを長期契約をしたいということですか。その業者と、例を挙げれば、

契約担当課長 そのとおりでございます。

五味東條委員 例えば長期契約をした時に、この前の例を挙げて申しわけないけど交流センターみたいなね、あの時のちょっとした清掃業者とのトラブルみたいなのがありましたですね。そういうような時には、長期契約を例えばした時にですね、そういったことがちょっと難しくなりやしないですか。

契約担当課長 今回長期継続契約として役務の提供という形でそのような形になっておりますが、契約期間につきましては、現在もおおむね3年というような形で取り扱っております。3年をめでにまた入札という形をとっていきいたいと考えております。

五味東條委員 ということは、この長期契約をするということは、要するに3年は一番短期ということで契約するという意味ですか。

契約担当課長 今回の長期継続契約につきましてでございますが、長期継続につきましては、債務負担行為によることなく複数年度契約ができるという契約でございます。電気、ガス、水の供給、もしくは電気通信、役務の提供を受ける契約、または不動産を借り入れる契約に今までは限定をされていたわけでございますが、政令の改正に基づきまして、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ業務に支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものという形で、今回挙げさせていただいているものでございます。

総務部長 この条例につきましては、長期契約できるものを示すもので、定めるものでございまして、したがって、これまで長期契約については債務負担行為等でやってきてましたが、その事務の効率化等を図るためにはですね、こういった長期契約したほうが可能なものは、そうしていくということでございまして、期間について

も、今、業務委託については3年というようなものもありましたけれども、これも内容によってですね、その期間を定めてまいりたいと思っておりますし、要は適正な契約をしていくために、この条例でできる内容のものを定めてですね、いくということをございまして、具体的に個々については、それぞれ長期でいけるものと、あるいは短期のほうがいいものについては、これまでどおりやっていくというような方向でやっていきたいと思っておりますので、あくまでも事務の効率化を図っていくということを主眼にして行いたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

五味東條委員 事務の効率化は図ってもいいんだけど、例えば、今の公用車なんかも言われたわね。例えば、公用車が一自動車会社にですね、ずっと契約するような形がですね、なれば、これはおかしいなっていうような感じもするんですよ。だから、そういう面でね、長期っていうのはやっていいけど、要するに業者との癒着的な関係もあるし、ある程度、何年もそこで契約するってことはまずいじゃないかなと、私は思いますがね。

総務部長 おっしゃるとおりでございまして、固定の業者をですね、極端な話、長年長期に本当にわたってそこでやっていくと、こういう意味ではございませぬので、先ほども申し上げましたが、1つの業務委託については、3年というふうに期間を区切ってやっているものもありまして、3年が過ぎたらまたそこで見直しをしていくというような形もっておりますので、ある程度特定の業者に特定の期間、契約していきましょうというものではございませぬので、御了承をお願いしたいと思います。

柴田博委員 3年なり、5年なりの契約をした場合に、初年度はいいですが、2年目以降はもう契約は済んでるわけですね、2年目以降についても。その時の予算というのは、どういう扱いになるわけですか。

財政課長 長期継続契約につきましては、債務負担行為によっても複数年度契約はできますし、長期継続契約についてもリース契約的なものは、条例で定めればできるというのが趣旨でございます。ただ、違いますのは、債務負担行為につきましては予算でございます。その債務負担行為に基づかずにできるとしたものが長期継続契約で、一応特例的な扱いになっております。したがって長期継続契約は予算ではございませぬ。予算に基づかずに契約ができるというものでございます。したがって特例解除条項を契約書に設けまして、予算が成立あるいは減額された場合については、この契約は成立しないと、あるいは金額は減額されるという特例条項がつきますので、あらかじめ契約に、要はなぜ私たちがここでこれをお願いするかと言いますのは、先ほど契約担当課長が申し上げましたようにリース契約が大変ふえております。しかも事務機器等につきましては、初年度4月1日からすぐに使わなきゃいけないということで、今まで債務負担行為に基づいてやっていた方法につきましては、3月20日に議会が終了したと同時にですね、契約準備行為に入って入札を行って4月1日契約と、非常に短い期間の中で膨大な量の契約行為を行っております。この煩雑な事務がやはり集中しますとミスも起きやすいということがございまして、あらかじめこのリース契約等について長期継続契約ができるということを条例で定めていただきますと、予算議決等も必要ございませぬので、あらかじめもうちょっと余裕を持ってですね、準備行為に入ることができる。ただ当然予算が成立して、その金額が保証されなければ、この契約は解除になりますよという条項がつくということで、その部分が債務負担行為と長期継続契約の違いであるということで、今回ぜひお願いしたいというものでございませぬので、よろしくお願い申し上げます。

柴田博委員 そうすると、契約は長期で3年なり5年なりで済んでるけれども、その年度、その年度の予算の中で改めてその予算は決めていくという、可決していくという、そういうことですね。

財政課長 そのとおりでございます。

柴田博委員 いいです。

委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、質疑を終了します。討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第4号塩尻市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例については、原案どおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第4号塩尻市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第28号 平成24年度塩尻市一般会計補正予算(第6号)中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費16目市民交流センター費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費8目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(2項清掃費中1目し尿処理費を除く)、9款消防費、第2条債務負担行為補正、第3条地方債補正

委員長 議案第28号平成24年度塩尻市一般会計補正予算(第6号)について、説明を求めます。

人事課長 それでは、歳出からでよろしいでしょうか。

委員長 はい、お願いします。

人事課長 それでは、18ページをお願いいたします。18ページ以降の歳出全体を通しまして、人件費につきましては多くの科目で補正をお願いしてございます。この人件費につきましては、補正理由が各該当科目とも共通しておりますので、私のほうからその内容につきまして、まず一括して御説明申し上げます。以降、各担当からの人件費関係の説明は省略させていただきますので、御了解をお願いしたいと思います。人件費につきましては、本年度の人事異動に伴いました内容を加味いたしまして、年度末までを見通した上で各該当科目におきまして、職員給与費、嘱託員報酬費等の人件費の補正をお願いするものであります。なお給与費にかかります市町村職員共済組合負担金及び嘱託員等の社会保険料につきましては、当初予算編成時よりも負担金率または保険料率がそれぞれ改定しているため、基本的な増額補正をお願いしてあります。全体を通しましての人件費関係につきましては以上でございます。

庶務課長 それでは、引き続き総務費総務管理費の一般管理費についてでございますが、一般管理費事務諸経費の中の電子複写機使用料3万9,000円の関係について御説明させていただきます。これにつきましては、年度当初にですね、本年度リース切れの4台について使用料の単価入札を行ったわけございまして、その結果、当初予算として想定していた金額よりも高い金額で単価入札があったということで、補正が必要になるというものでございます。なお、この使用料につきましては、この後、関係する担当課、税務課、それから消防防災課、市民課等で同じように振り分けをさせていただいて、補正予算計上をさせていただいてございますので、これにつきましては、説明を省略させていただきたいというように思っておりますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

人事課長 続きまして、職員採用試験事務委託料17万4,000円の減額でございます。これは事業費の確定に伴うものでございます。以上でございます。

庶務課長 それでは、引き続きましてその下、庁舎大規模改修事業のうちの工事実施設計委託料820万円の補正でございますが、これにつきましては、11月開催の議員全員協議会において庁舎耐震化大規模改修計画の案について御説明をさせていただいたところでございますけれども、大規模改修工事にかかわる概算工事費が9億2,000万円ということで算定されております。それに伴いまして、実施設計に必要となる委託料を補正をさせていただくということをお願いするものでございまして、当初予算に1,000万円計上させていただいておりますので、合わせますと1,820万円ということになります。なお、この金額の中には第三機関に依頼をいたします耐震に伴う性能の判定会費用、これについても含めて補正をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。私のほうは、以上です。

企画課長 次の6目企画費でございます。白丸、委員等報酬224万円でございますが、これにつきましては、行政評価に関します調査研究を委託するために、8月から専門委員を1人追加して選任をさせていただいております。既決予算で対応をさせていただいているところでございますけれども、予算が不足することになります。12月以降も3月まで調査研究をお願いする必要がありますので、2人分の報酬4カ月分を計上するものでございます。これにつきましては、日額2万円の月14日の委託内容でございます。

次の白丸、企画事務諸経費11万7,000円につきましては、これはその専門員2人分の3月までに必要な通勤等にかかります費用弁償でございます。以上でございます。

秘書広報課長 それでは、次の19、20ページをお願いしたいと思います。上から4段目でございますけれども、15目国際交流推進費中、国際交流員設置事業につきまして、国際交流員が9月に任期中途で退職いたしましたことに伴いまして、その報酬及び社会保険料につきまして不用額の、合わせて248万円を減額補正、お願ひをするものでございます。以上でございます。

監査委員事務局長 それでは、続きまして23、24ページをお開きいただきたいと思います。6項1目監査委員費の1節報酬につきましては、当初予算においては7月から常勤監査委員1名を置く予定で639万9,000円を予算化してございましたが、市議会6月定例会等での審議を経まして、これを置かないことになりました。また7月から非常勤監査委員が1名、新たに選任されておりますので、非常勤監査委員3人分の報酬を残しまして、これを今回344万3,000円減額しまして、295万6,000円とするものでございます。以上です。

健康づくり課長 続きまして、31、32ページをお願いいたします。4款衛生費1項保健衛生費のうち1目保健衛生総務費でございますけれども、32ページの丸印、上から2つ目、保健衛生事務諸経費でございます。1つ目のポツ、病院群輪番制事業負担金でございますが、これにつきましては、松本広域管内の二次救急への搬送等の負担金でございます。事業確定による負担金の増、24万7,000円でございます。2つ目のポツ、松本市小児科・内科夜間急病センター負担金でございますが、これによりましては、松本市において夜間実施をしております救急センターでございますが、平成23年度の事業確定による負担金の増、15万2,000円をお願いするものでございます。

続きまして、その下の丸印、予防対策事務諸経費でございますけれども、これにつきましては、9月の議会で

もお願いしております。9月1日から生ポリオワクチンから不活化ポリオワクチンに切りかわっております。それに伴います本年度11月1日から三種混合ワクチンにこの不活化ポリオワクチンが加えられた四種混合ワクチンがスタートしております。それに伴うワクチン代購入の消耗品費としまして、887万3,000円増のお願いでございます。下の印刷製本費につきましては、それに伴います予診票等の印刷費に対する5万9,000円の増でございます。以上でございます。

生活環境課長 それでは、33、34ページをお願いしたいと思います。34ページの説明欄の中段でございますが、28節繰出金でございます。簡易水道事業特別会計繰出金につきましてでございますが、簡易水道事業の経営安定化のために必要な経費を一般会計から繰り出しているものでございまして、今回117万3,000円をお願いするものでございます。主な内容でございますが、簡易水道事業の運営に当たり、借り入れしている起債につきまして、残り償還年数が8年となっている起債について繰り上げて、残り3年の償還をすることの協議が整ったことにより、本年度の元利償還金に増額が生じたため、一般会計から繰り出し補てんするものでございます。以上でございます。

財政課長 以下歳出9款までにつきましては人件費のみになりますので、歳入のほうを説明させていただきます。11、12ページをお開きいただきたいと思います。地方交付税中、普通交付税につきましては、今回1,675万7,000円を充当するものでございます。

分担金及び負担金中、農業農村基盤整備事業分担金15万5,000円につきましては、県単の緊急農地防災事業で北熊井の鷹巣上ため池の補修工事費が県事業としてつきましたので、その測量設計費に対する地元分担金10%分でございます。

国庫負担金中、自立支援給付費負担金7,296万9,000円は、障害福祉サービス給付費と療養介護医療給付費の増に伴い補正するものでございまして、国の負担率は2分の1でございます。障害者医療費負担金441万7,000円は、更正医療給付費の増に伴い補正するもので、国の負担率は2分の1でございます。障害児施設措置費負担金439万7,000円は、障害児のデイサービス利用の増に伴い補正するものでございまして、国の負担率は4分の2でございます。この県の負担金が、ページをめくっていただきまして14ページにございますが、上から3つ目の負担金219万8,000円でございます。県の負担率は4分の1でございます。

12ページのほうにお戻りをいただきまして、続きの母子生活支援施設措置費等負担金40万円につきましては、助産施設での出産措置費にかかる負担金を補正するものでございまして、負担率は4分の2でございます。同じくこれに対する県の負担金が14ページにございまして、上から4つ目の20万円で、県の負担率は4分の1でございます。

12ページのほうにお戻りをいただきまして、国庫補助金中、地域生活支援事業費等補助金169万6,000円は、障害者の移動支援事業等の増に伴うものでございまして、補助率は4分の2でございます。同じくこれに対する県の補助金が14ページにございますが、上から5つ目の84万8,000円で、県の補助率は4分の1でございます。

12ページにお戻りをいただきまして、社会資本整備総合交付金(道路)の2,275万円につきましては、橋梁耐震補強工事にかかる交付金の追加交付に伴うものでございまして、補助率は55%でございます。その下の(塩尻地区)400万円につきましては、高校北通線に自転車レーンを整備する補助金で、補助率は40%で

ございます。

その下の特別支援教育就学奨励費補助金16万9,000円につきましては、小学校の特別支援学級児童の就学奨励費の補正に伴う補助金で、補助率は2分の1でございます。

次のページをお願いいたします。委託金中、基礎年金事務費交付金5万5,000円は、国民年金事務費の増額に伴う委託金の増額補正でございます。

県負担金中、障害者自立支援給付費等負担金3,869万3,000円は、障害福祉サービス給付費と更正医療給付費、療養介護医療給付費の増に伴い補正するものでございまして、県の負担率は4分の1でございます。その下の障害児施設措置費負担金219万8,000円、その下の母子生活支援施設措置費等負担金20万円、またその下の地域生活支援事業費等補助金84万8,000円は、先ほど国庫支出金のところで説明させていただいたとおりでございまして、負担率、補助率は、それぞれ4分の1でございます。

その下の障害者自立支援対策特別対策事業補助金517万円は、障害者の就労支援施設でございますそよ風の家の作業場増設事業に対する補助でございまして、補助率は100%でございます。

その下の中山間地域等直接支払交付金33万9,000円は協定集落の協定面積の増などに伴い補正するものでございまして、補助率は3分の2でございます。

基金繰入金中、財政調整基金繰入金8,865万9,000円は、今回の補正予算全体にかかる財源調整分でございます。

次のページをお願いいたします。諸収入中、保証料補給金返還金745万9,000円は、中小企業融資斡旋保証料補給金の返還金分でございます。

市債中、合併特例事業債（庁舎大規模改修）770万円につきましては、庁舎大規模改修の実設計委託料の市債について充当するものでございます。

その下の公共事業等債（道路）のマイナス540万円と緊急防災・減災事業債（道路）の2,400万円につきましては、橋梁耐震補強工事にかかる市債でございますが、この橋梁の補修、耐震補強工事につきましては、国の交付金の対象事業で今回国から追加交付となったために、これにあわせて市債も増額を補正するものでございます。ただ540万円のマイナスにつきましては、当初の段階では、この緊急防災の対象とはなっておりませんでしたので、公共事業等債の充当を予定しておりましたが、今回の追加であわせて緊急防災の対象となりましたことから、こちらのほうの起債のほうが交付税措置率が非常に高いものですから、追加分と合わせ変更させていただいたものでございます。

その下の合併特例事業債（小坂田公園）1,690万円は、F・POWERプロジェクト予定地のマレットゴルフ場廃止に伴いまして、小坂田公園マレットゴルフ場を整備する事業費に充当するものでございます。

その下の臨時財政対策債941万6,000円は、臨時財政対策債の額の確定に伴い補正するものでございます。

歳入につきましては、以上でございまして、続きまして5ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正でございます。表内でございますが、電算機器借上げ（住民情報システム）は、システム更新を来年度行う予定でございますが、その準備期間が必要となるため、入札契約行為を事前に実施するため債務負担行為を設定するものでございます。

その下のふれあいセンター洗馬から特定公共賃貸住宅、また一番下の洗馬児童館につきましては、指定管理期間の債務負担行為を設定するものでございます。市営住宅の管理代行につきましても、管理代行機関の債務負担行為を設定するものでございます。その下の給食調理業務委託につきましては、保育園でございますが、来年度は片丘、吉田ひまわり、妙義、宗賀中央保育園につきまして委託業者が更新となりますので、来年度4月から実施するための準備期間が必要となることから、入札契約行為を事前に行うため債務負担行為を設定するものでございます。

次のページ、6、7ページをお願いいたします。第3表地方債補正でございます。先ほど歳入のところの市債のところの説明させていただいた内容のとおり、それぞれの限度額の変更及び追加をさせていただくものでございます。以上でございます。

委員長 ただいま補正予算について説明を受けましたけれども、質問に入る前に17、18ページの説明を受けた庁舎大規模改修事業の工事実施設計委託料の補正案件と、委員会の終了後に予定されております協議会の案件の中に本件と一部関係する庁舎耐震化工事にかかる工法についての報告案件がありますので、この場で一緒に説明を受けたいが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。それでは、事務局で資料の配付をお願いいたします。

それでは、配付し終わりましたら10分間休憩をいたします。10分です、午前11時15分まで。10分間です。

午前11時04分 休憩

午前11時13分 再開

委員長 それでは、再開します。今、お配りしました資料の説明をお願いします。

庶務課長 お許しをいただきましたので、協議会で御説明をする報告をさせていただき案件、資料No.4について補足説明をさせていただきたいというように思います。それでは、ごらんいただきたいと思います。庁舎の耐震化工事の工法についての報告でございます。

趣旨でございますけれども、先ほども申し上げましたが、去る11月15日に開催されました議員全員協議会におきまして、庁舎耐震化・大規模改修計画の案についてお示しをさせていただき、その中で耐震化改修にかかわる工法の比較検討(案)について、その内容について説明をさせていただいたところでございます。その際、並行いたしまして調査業務を委託してございます建築コンサルタントのほうに、庁内において補強K型ブレース、筋交いですね、これがケース3においても5カ所入るということで、これをなくす方法はないかというようなことで提案を求めていたところ、追加資料ということで本日お示しする資料の提案がありましたので、その内容と検討の結果について報告をさせていただくというものでございます。

内容でございますが、(1)番といたしましては、追加検討(案)について御説明をさせていただきます。それでは、めくっていただきまして、別紙ということで1ページから10ページまでございますが、1ページは追加案件の比較検討(案)の総括表、それから2ページから9ページまでが具体的な検討された案の図面、それから10ページが前回御説明をさせていただきました耐震改修工法の比較検討(案)ということで、ケース1からケース6、これについても参考としてつけさせていただいてございます。その際、ケース3を基本に考えているということで御説明させていただいた経過がございます。

それでは、戻っていただきまして、別紙の1ページから御説明をさせていただきます。検討ケースということでケース4の一部修正を加えたものということで、ケース4-2ということで御提示させていただきます。これにつきましては、工法としましては外付けのフレーム耐震補強工法でございます。その下の図面については、ちょっとこれはイメージ図でございます。図面の中でまた御説明させていただきます。

工法の概要でございますが、これにつきましては、少し字が小さくて申しわけございませんが、ケース3、ケース4と同様にですね、庁舎の耐震化、地下を1階、地上5階ということで補強を検討した場合のケースとして御提示するものでございまして、今回の補強によりまして、ケース3等で想定していたK型ブレース、筋交い5カ所が省くことができるという内容になっているということでございます。ただし、それに伴いまして幾多の補強が必要になりますので、図面の中で御説明をさせていただきますので、2ページをお開きいただきたいと思っております。まず、2ページでございますが、これは庁舎の南側から見た正面図でございますけれども、地下1階から4階まで、これを緑色でございますが外フレームをつけて補強するというところでございます。この緑色のものが枠でございます、地下の濃い灰色の部分、これは基礎というような形になります。

次に3ページでございますが、これは側面図、東側から見たイメージでございますが、補強はケース4の場合については、建物の南側の側壁、ここに補強を直にするような形でございましたが、今回のケースにつきましては、側面から約3.5メートルですが外フレームを南側に設置します。これは、緑色のものでございます。そして、青色のものが、これは庁舎の建物からスラブを打ち出すものでございまして、それを5カ所ですね、1階からスラブを補強する形となっております。さらに1階、2階には外側にちょっと小豆色の色が薄く塗られておりますけれども、これは補強壁ということで、補強するための壁をですね、打つ必要があるというものでございます。

次に4ページをごらんいただきたいと思っておりますが、この右下のほうに説明がございましたけれども、緑色がP Cの柱、黄色が現場打ちのスラブ、それから小豆色と言いますか、この両サイド、これは補強壁、それから小豆色の四角のところになりますが、これは既存の柱を補強するものでございます。それから柱を丸で囲ってございます、赤の丸、これが鉄板巻きで補強をするというものでございます。当初、ケース3においては3カ所の補強を予定しておりましたが、このケースについては補強は5カ所、鉄板巻きは5カ所にふえております。

さらに次の5ページでございますけれども、これは1階の図面でございます。同じように南側を補強するわけでございますが、緑色がP Cの柱であり、それからP Cの梁でございます。P Cの柱については7カ所、梁は6カ所になります。さらに黄色は現場打ちのスラブ、赤丸は柱の補強ということで、先ほど御説明したように小豆色の線については、増設される耐力壁7カ所ということになっておりまして、これにつきましては、柱の補強が当初ケース3では5カ所でありましたが、今回のケースについては、バランスをとる関係で16カ所必要になるという提案でございます。これによりまして、1階におきましては市民課とくらしの相談室、ちょっとくらしの相談室場所が変わっておりますけれども、ここの間に先ほど言いました筋交いが1個入る予定でありましたが、これがなくなっておりますし、北側の東になります第1会議室の西側に1つ入る予定だった筋交いがやはり不要になるということでございます。

さらにめくっていただきまして6ページ、これは2階の補強の断面図でございます。先ほど言いましたように、説明は省きますけれども南側の補強がこのような形で必要になるということでございまして、2階におきまして

は、ケース3においては北側の経済部にありますところ、農林課の部分のところは1カ所と、観光課の部分に1カ所筋交いが必要になっておりましたが、これが不要になるというものでございます。

続きまして、7ページにつきましては3階でございますが、南側のほうにごらんいただいたようにスラブとPCの柱ができる形でございます。ここにおきましては柱の補強は3カ所でありましたが、5カ所必要になるというような内容になっております。

さらに8ページでございますが、これは4階でございます。4階につきましては、同じく3階と同様にですね、南側のほうに補強が必要になるというものでございますし、9ページも同様でございますので、ごらんをいただきたいと思っております。

そういうことの中で戻っていただきまして、別紙の1ページをごらんいただきたいと思っております。前回比較検討(案)で10ページでお示したものと同様にですね、各項目に沿って評価をさせていただいてございます。その中でごらんいただいてですね、改善されてくるものということでちょっと申し上げますと、下から4つ目ほどになりますが、施行後の使い勝手、これにつきましては、庁内にですね、補強が、筋交いがなくなりますので、これについては改善されるというものでございます。それ以外で大きな違いと言いますと、概算工事費でございますが、補強にかかわる概算工事費、約2億9,000万円かかるという試算でございます。

そういうことの中でですね、資料1ページ目にお戻りいただきたいと思っておりますけれども、前回提案させていただきましたケース3と比較してのメリット、デメリットを簡単にまとめさせていただいてございます。メリットといたしましては、当初予定ですか、目指しました職場内、事務室内のレイアウトの変更等がこれによって不要になるということが大きなメリットでございます。さらに夏場においては、暑さ予防の日除けになるということもメリットの1つかというように思います。デメリットでございますが、1つ目にはやはり耐震改修にかかわる概算工事費がケース3と比較しまして、1億9,000万円ほどかかるということが1つ。それから2番目として柱の鉄板巻き立ての補強ですが、これが17カ所ふえてしまう。これはですね、やはり建物のバランスをとるため、1カ所強く補強するとですね、弱い部分が出てまいりますので、その部分を補強する必要がありまして、柱の巻き立てが17カ所どうしてもふやさざるを得ないということでございます。なおかつ、次に南側のカーテンウォール、南側の壁ですが、この施工に伴いまして解体が必要になって、作業期間事務室が一部使えなくなるようなことがございます。あと視覚的にですが、これは南側にそういうものができるということで閉塞感が生れるかなど。あと冬場でございますが、寒い冬場においては日射しが入りにくくなる。最後に書いてございますが、建築確認が必要となる可能性がございます。そういうことで、申請作業や審査にかなりの日数を要することが想定されて、今後の耐震化の工事に向けてのスケジュールに影響が出てくるかというようなことが考えられるということで挙げさせていただいてございます。

(3)でございますが、私どもといたしましては、前回御説明申し上げましたとおり、耐震改修工法、今回含めて7つの工法で比較検討をさせていただきましたけれども、総合的に判断をさせていただく中で、在来工法の平成24年案、ケース3が最良ではないかというように判断をさせていただいて、これで進めてまいりたいということで、御報告させていただくものでございます。

あと3番については、今までの経過、4番目は今後の対応ということで、1月中旬には実施設計を発注してまいりたいというように考えているものでございます。説明は、以上でございます。

委員長 ありがとうございました。

市長 委員長、追加説明を、よろしければ。若干お時間をいただきます。今お話いたしましたように、3と4-2、どちらかをですね、この場において御確認いただいて実施設計に入っていきたいというのが、私の結論でございます。私自身にも非常に迷いがございまして、K型ブレース5カ所がですね、閉鎖的であるということと、この費用のバランスが1億9,000万円上がるということですね、個人的にも、あるいは市民の意見からですね、迷いがございまして、ぜひ30年に1回、50年に1回のこのような大規模改修でありましょうから、より多くの皆様の知恵をいただいて納得していただいた上でですね、私は執行していきたいというのが現状ですので、よろしく願いいたします。こういう表現はいけないんでしょうが、1億9,000万円の工事費が違いましたもですね、合併特例債を使いますので、実際には市費からは6,000万円くらいの拠出でいいと。このことを考えるとですね、あながちお金ばかりでいいのかというのが正直な迷いがございます。もともと庁舎そのものは閉鎖的でないほうがいいということで、パーティションを、あるいは高い書棚等をですね、廃止してきた経過がございます。1階、2階は非常に開放空間になったと、3階は機密保持等の関係がございまして、逆に廊下側にパーティションをつけたという経過が、私の印象にこうあるわけでございまして、中の5カ所のK型ブレースがですね、これを壁で覆ってしまうと完全に壁になりますが、ブレースが出てるままですと見えるは見えるわけですが、非常にスペース的にはですね、細かく区切れてしまう。この点が大きな違い、3と4-2だと、簡単に言えば思いますので、この辺についてですね、より深い論議と御理解を賜りたいと願う次第でございます。よろしく願いいたします。

委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さん、ありましたらお願いいたします。

柴田博委員 今、説明をいただいた4-2ですけども、デメリットのところを書いてある視覚的に閉塞感が生じるっていうのが、非常に大きな問題だというふうに思います。窓ガラスから3メートル半も向こうまで壁も天井も行って、向こうに空間が見えるだけっていう形になるわけですので、これは外から見てもおかしいし、中から見てもおかしいんでちょっと違和感を持ちました。それとあと、もし今の4-2の説明で、そういうようなことをやるという場合にもう少し加えて、例えば窓面の位置も先に出して建て増しをするような、そういう感じに使うことは、やることはできないんでしょうか。そうなれば、事務スペースもふえるし、非常にいいかなというふうに感じたんですけども、その辺はどうですか。

庶務課長 できないことはございません。ただし、南側には暖房用の、例えば、ちょっとこれとはきれいにしちゃいますけど、ファンコイル等が全部ありますね。そんな関係と、あとそこを今度屋根をつけて囲うっていうことになる、窓を外まで出すってことになる、まださらなる補強が必要になってまいりますので、現実的には限りなくまだ補強が必要になってくるということを考えますと、一概にちょっと難しいのかなというように思います。

柴田博委員 私もケース3でいいんじゃないかというふうに思いますが、工事の最中に一時的にせよ、どっかに該当する工事の部分でやっていた事務は移らなきゃいけないということですけど、それはどの程度で、どこをどういうふうにする予定なのか、その辺はまだこれからということですか。

庶務課長 この計画を立てる時にですね、居ながら工法でできるだけやりたいということでありまして、耐震に伴う部分だけでしたら、土日または夜間等で多くは対応できるかなというように思っております。ただし、老

朽化した施設等の補強もございます。照明等もございます。これ等も考えますと、やはり平日の部分の作業もいろいろ出てくると思います。それで、当初説明したように北庁舎を一つの場所として考えておりますし、場合によっては5階の大会議室もスペースとして、1月、3月等は使えませんが、それ以外の時は使えますので、そういうところを必要によっては事務スペースとしてですね、確保して、工期内って言いますが、平成26年度の末までには仕上げなきゃなりませんので、そんなことを。今後実施設計の中で仮設計画も立てます。その中でスケジュールも工程等も算定しながら深めていきたいというように思っております。

委員長 ほかにございますか。

丸山寿子委員 この庁舎耐震化の工事の中では、省エネ化を図るところも大きなポイントだったわけなんですけれども、この追加の検討ということで、メリット、デメリット見ますと、夏場と冬場でそれぞれメリット、デメリットあるわけなんですけど、3と比較してメリット、デメリットを考えていった中でよりメリットのほうが高いという観点から言ったらどんなふうなのか、ちょっとその辺を。あるいは、このデメリットに対してはこんな工夫をすれば解消されるというようなことがあるのかどうか、お願いします。

庶務課長 ちょっと難しい御返答ですが、ここに書いてありますが、率直なイメージで書かせていただいております。デメリットで、例えば概算工事費で1億9,000万円くらい見込まれるよという、このところについては、実施設計の中でさらに一部でも削減できる可能性が生れたとしてもですね、やはりこの大きな金額は差額としては残るんじゃないかなというように思います。

あとちょっと建築確認については、場合によっては必要にならないケースもございますので、この辺については、今後詰めていければ改善されるかなというようにも思いますが、それ以外については、ちょっと今、お答えは難しいところでございます。よろしくお願いします。

丸山寿子委員 わかりました。

委員長 ほかに。よろしいですか。

議長 この両方の工法は耐震強度には変わりないってことですね。

庶務課長 先ほど補正予算の説明の折にも申し上げましたけれども、最終的には第三者機関のほうで依頼して耐震の性能をチェックしてもらいますけれども、I s 値で0.75をクリアする。それで、それを過大にクリアするような設計で提案されたものじゃありませんので、それを若干クリアするということで、今回提案していただいておりますので、今、議長さんおっしゃられたとおり、これによって大きな耐震性能について変わりが出てくるというものではございません。

議長 ない。

続けて、それと今、市長がね、心配されてたケース3の場合の中へ筋交いを入れた場合、どの程度今と変わるかっていうのがちょっとイメージできないんですけども、それを何か心配されて、うんと閉塞感が出りゃしないかっていうようなことなんですけども、この建物でいった場合に、どういう形で筋交いが入るかって、その辺のイメージはわかりますか。

庶務課長 先ほど申しましたが、ちょっと図面を見ていただけますか。例えば1階の図面ですので、これは5ページになりますか。5ページのところ、先ほど少し触れましたけれども南側に市民課がございまして、その横にくらしの相談室っていうように書いてございますが、ちょっと言い回しが違ってて申しわけございませんが、こ

の柱、黒い柱がございまして、この柱と柱の間に補強されるわけですね、筋交いが入るわけです。ですから、ここで言いますと、この右側の柱とこの中にあります左側の柱、表面を取りますと鉄骨が入ってますんで、それをK型の筋交いを、図面で行きますとページ10ページですね、小さな図面でございますが、ケース3の上に写真の部分がございますが、こういうような形の筋交い、K型の筋交いが入ってくるようなイメージ。

議長 この中にこう入るんだよね。こっちじゃなくて、こういうふうに。中に入る。

庶務課長 中にこういう形。その入る場所が、今言いました市民課とここに書いてあるくらしの相談室の間の柱のところから1カ所入ってまいります。それともう1つ、1階で入る場所については、北側の東側になります第1会議室って書いてございますが、その第1会議室の西側の壁、この部分に補強が1カ所入る予定であります。これは影響、全くないかなというように思います。それとあと影響が出てくるのは2階でございますが、2階の北側、農林課って書いてございますが、農林課の東側の部分の境、この柱の間にやはり筋交いが入りますし、観光課の西側の柱、このところに筋交いが入ってまいります。ただし、丸山委員さんから本会議の折にも御説明がございましたが、一部経済部については市民交流センターのほうに一部部署が動いてる関係もございまして、K型ブレースが入ったことによって、例えば、観光課のスペースあたりのところを簡単な会議室ができるような形にできないかなというように検討も、逆に有効に使うような考え方ですね、それによって。そんなようなこともちょっと実施設計の中では、踏まえて検討していきたいなと。影響ないようにできるだけする工法をとりたいなと、方法をとりたいなというように考えております。あと3階に1カ所ございますが、これは一般の市民の方には影響のないところに入るようになっていきます。

議長 そうすると1階の市民課の関係が、やはり一般の市民の皆さんから見た時にちょっと閉塞感というか、そういう部分が出るという解釈でいいわけですね。

庶務課長 そのように感じとしてはとらえられるのかなというように思います。

委員長 ほかにございますか。

金田興一委員 今のK型ブレースでやるとすれば、現時点ではこの配置でいいんですが、将来的にレイアウトの変更等を考えた時のメリット、デメリットはどうなんでしょうか。

庶務課長 K型ブレースの箇所については、現在、先ほど説明した箇所を想定しています。それによりまして、市民課等につきましては、今の国保のところは実際には影響がありますので、これについては、レイアウト変更が十分可能であるというように踏まえて提案をさせていただいてございます。くらしの相談室もちょっと北側のほうにあたりしておりますので、こういうものもあわせながらバランスをとってレイアウトの見直しがされれば、十分業務に支障がないような形で図れるというように考えているところであります。

金田興一委員 現時点での関係はいいんですが、恐らくこれから20年、30年まだ使うと思うんですね。そういう長期のスパンに立った中で、いろんな組織の変更から始まっているんなもの考えた時に制約をどのくらい受けるのかどうなのかという点。1階ばかりでなくして、6ページのところも農林課と観光課の間にも2つ入るってというような形があるんで、その部分についてのお考えはどうなんでしょうか。

市長 考えを及ばしてもですね、今後どのような職員体制、あるいはどのような組織等かがあまり担保できない中では、その中で工夫してやるということしかしょうがないのかなって気がしていますけどね。

委員長 よろしいですか。ほかに。ほかによろしいですか。それでは、そのほかの関係含めまして。

これはケース3を基本にしていくということで、皆さん理解、この関係はこれでいいですかって聞いているだけ。今説明を受けた、追加で説明受けた耐震補強の部分がよければ、議案第28号のそれ以外の部分で質問を。

柴田博委員 ちょうど市長もいてあれなんです、18ページの専門委員報酬のところですが、いろいろ議論、これまでもしてきたわけですけども、今時点で当初1人分1年間の予算を立てて組んでいたやつが、8月から2人になって何カ月か過ぎたわけですが、現在のところはまだ当初予算は残っているわけでしょうか。執行率どのくらいになっているのか、もしわかったらお願いします。

企画課長 当初予算で年間1人の12カ月分ですね、1年分を計上させていただきました。8月から1人専門委員を既決予算の中で対応させていただくということでございますので、2人合わせますと11月末をもって12カ月になります。したがって、全部を執行してございませんけれども、ほぼ11月末をもって予算が不足するという執行状況でございます。以上でございます。

柴田博委員 そうすると、今はもう12月になってますから、今、予算がない状態ということですね。

企画課長 厳密に言いますと、11月末現在の予算残高というのは17万8,000円でございます。したがって、ほぼないという状態でございますので、今の時点については流用をさせていただくということになります。この予算をお認めいただきまして執行させていただきたいということで計上したものでございますので、お願い申し上げます。

柴田博委員 こういうやり方については、あくまで当初予算っていうのは1人1年間分という予算の中で、途中で置かれないについては市長が決めることかもしれませんが、その場合に予算を伴わないでそういうことをやってしまったっていうことについては、どういうふうにお考えなんでしょうか。

市長 当初からの説明の中で、もろもろの人件費予算等は12月の補正で例年一括で処理していますので、それを前提でお話してあろうかと思っております。

柴田博委員 常勤の監査委員を置く、置かないという議論の中で、結果的に専門委員っていう形になったわけですが、普通の12月に補正する人件費の分とはちょっと質が違うというか、そういう問題ではないかというふうに思うんですが、そうでもないですか。普通のほかの、例えば臨時職員の方と同じような扱いで、この部分については足りないからちょっと12月に補正すればいいわっていう感じなわけですか。

市長 その際に申し上げましたが、あの時点で予算等セットにして、そこだけ特出ししても全く構わなかったわけだと思いますけども、12月にトータル的な補正を当然予定していましたので、その中で一括にということで御説明申し上げたはずでございます。

委員長 いいですか。ほかにございますか。

丸山寿子委員 20ページの国際交流推進費のところですが、9月の委員会で帰国によるという説明を受けて、その後、新聞報道によれば国際交流員を置かない方向であるというような報道がありましたけれども、そういったことでよろしいんでしょうか。ちょっと委員会の場でしっかりお聞きしたいと思うんですが。

秘書広報課長 新たな国際交流員を委嘱するかどうかにつきましては、ただいま平成25年度の予算編成中でございまして、予算編成の中で十分検討したいというふうに考えておりますので、まだ決定してございませんので、よろしくお願いたします。

丸山寿子委員 それは、時代の流れもあるということで、置いていただいた当初から市に貢献していただいた

という部分もありますが、過去においても中途の帰国というような不安定な部分もあったりしてることも承知はしております。そのことは今後また検討していただくわけですが、当市の中では仕事で海外に行っていたという人も結構いるわけなんですけれども、そういった皆さんの採用というか、活用と言いますか、そういったことを考えているかどうかについてだけ、担当として1点お願いします。

秘書広報課長 現在のところ、そういったことは考えておりませんので、例えばもし必要であれば、通訳とかですね、翻訳等のことに対しまして予算を盛ってくというようなことも考えておりますので、よろしくお願ひします。

委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、質疑を終了します。討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、討論を終わります。

議案第28号は、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第28号平成24年度塩尻市一般会計補正予算(第6号)については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

ちょっと時間早いですが、これで午後1時まで休憩します。午後1時から行います。お願いします。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開させていただきます。

陳情12月第1号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情

委員長 陳情が当委員会に3件回付されておりますので、これから審査してまいります。事前に文書表が配付されておりますので、朗読は省きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは、陳情12月第1号安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情について審査を行います。質問、意見、ありましたらお願いします。

他市の状況か何かは、あれですか。

庶務係長 他市の状況ですが、審査予定をしているところがですね、受理が今のところ10件ありまして、長野市が請願という形、松本市も請願という形で出ておりますが、松本市につきましては、不採択という形になっておりました。あとはまだちょっと審査が確定してないところもありますので、よろしくお願ひいたします。

委員長 どうですかね。

柴田博委員 これを読ませていただいた範囲では至極当然のことだっというふうに思いますので、採択すべきだと思います。

丸山寿子委員 労働の厳しさによって、また看護師不足等も起きてる状況を考えると、やはり採択していくべ

きだと思えます。

委員長 ほかに意見、質問、ありますか。

採択と意見がありますが、採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは、採択多数と認め、陳情12月第1号安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情については、採択することと決定いたしました。

陳情12月第3号 国立医療と地域医療の充実に関する陳情

委員長 次に、陳情12月第3号国立医療と地域医療の充実に関する陳情についてを審査いたします。質問、意見ありましたらお願いいたします。

丸山寿子委員 近くにある病院ではありますが、内情につまましてしっかりわからないところもありますので、行政のほうでわかっていることがありましたら、もう少し説明していただけたらと思うんですが。

市民環境事業部長 私どもの知る限りでのお話をさせていただきますけれども、平成20年度にこの新しい松本医療センターが設立されました。その後、さまざまな経過をたどりながらですね、ここに書いてございますように松本病院と中信松本病院という2カ所に分かれているような状況もですね、ありまして、市民サービスの充実だとか、あるいは医療の高度化に対応するというような視点の中で統一してまいりたいということで、現在の松本病院のある場所にですね、集中していきたいというところで協議が重ねられてきております。診療体制につまましてはですね、昨年度、各議員さんのほうにも情報等の御提供をさせていただいてあるようなんですけども、一体化整備の松本医療センターということで現在の診療科等についてはですね、松本の村井のほうにすべて移るような形でありまして、また病床数についても若干減少はございますけれども、今の計画だと430床ということですね、整備していきたいというふうに考えているようでございます。主にこれからのねらいの中ではですね、地域から求められている緊急医療について十分対応してまいりたいというようなこととかですね、それから慢性期の医療も含めてバランスよく配置していきたいというようなことを考えておるようでございます。実質的にも緊急医療等にはですね、非常に最近熱心に取り組んでいただいておりますし、また急性期から慢性期にいたるまでの入院体制っていうことについてもですね、これから充実をさせてまいりたいというふうに考えております。特に松本医療センターについては、松本の南部地区ばかりではなくて塩尻市を中心に医療の充実を図りたいという考え方を持っておられるようです。現在既に、建物をごらんいただくと、正面から入って奥の一番北側のほうにありますけれども、その建物は既に解体工事が始まっておりまして、ほぼ解体が終わってるような状況かと思えます。設計等もでき上がっているようでございますので、平成25年、26年くらいで建設工事をして、お話を聞く中では平成27年度を目途に新しい病棟でやっていきたいというようなことで、今計画のほうを進められているというふうに聞いております。以上でございます。

委員長 質問、意見、ございましたら。

柴田博委員 もう1点お聞きしたいんですけども、この一番下に書いてある1、2のことですが、1のほうの最後に県に対して要請してくださいってあるんですけど、県は何かこの部分でかかわるわけですか。

市民環境事業部長 私もちよっとこの陳情の内容について十分把握はしておりませんが、ここに書いてあ

る長野県の医療計画の見直しが行われてっていう部分についてはですね、県の総合的な医療計画が策定されておりますので、その中に恐らく位置づけをしていただければというような内容ではないかというふうに思っております。現実的に、この病院は地域支援病院の既に指定を受けて、県のほうの指定を受けてるような状況だというふうに聞いております。

金田興一委員 今の、この2のところに医療センター松本病院と中信松本病院を縮小、廃止することなくっていう文言があるんですが、現在、縮小とか廃止とかっていう診療科なんかについての情報がありましたら教えてください。いただきたいんですが。

市民環境事業部長 ちょっと具体的な病院の中身についてはですね、これから大きな建設工事の部分では動いているようにございますけども、私ども聞く中では診療科等も変更ありませんし、多少ベッド数が減るようなお話は聞いておりますけども、ちょっと具体的な中身までは承知しておりませんので、御勘弁いただければと思っております。

委員長 ほかにございますか。事務局であれですかね、この陳情の内容のところ、今ちょっと疑問がある部分、説明、陳情者から受けていたらちょっと説明願いたいんですが。

庶務係長 済みません、ちょっと内容については具体的には聞いておりません。申しわけございません。

委員長 ほかに、ございますか。塩尻市にもかなりかわりをもつ内容ですので、慎重に審査していただきたいと思いますが。

五味東條委員 例えば、今の松本の村井のほうは拡張して、向こうの東病院のほうはどうなるわけですか。

市民環境事業部長 私どもが聞く範囲ではですね、まだ具体的な東松本病院の跡地の利用については、定まっていないように聞いております。

五味東條委員 あそこだって、まだ建て直したばかりのわけでしょう、あその病院は、本当、あその病院は、建て直したばかりでまだきれいだけれども、昔の結核みたいなことをやっとなんだけれど、今はね、今は結構建て直してきれいにしてるんだけれど。あそこでは、じゃ入院だとか診療はしないような形になるということですか。

市民環境事業部長 私どもは1カ所に集中するというお話をいただく中ではですね、そのように解釈はしております。

柴田博委員 陳情の中身がね、ちょっと確実でないもので、とりあえず今回は継続みたいな扱いにしてもらって、もし陳情者の方で説明に次の時に来ていただけるなら、そういう話を聞いてからということでもいいんじゃないかと思うんですが。

委員長 今、継続審査という意見が出されましたけれども、継続審査とすることについて諮りたいと思います。継続審査することによろしいでしょうかね、皆さん。

金田興一委員 これ、今度審査すると3月になっちゃいますよね。そうした時に県の位置づけだとか、いわゆる診療科の縮小・廃止みたいなものがその前に決定をされてしまったんでは、今言った趣旨がちょっと通らなくなっちゃうんだけど、ここらがちょっとわからないんだけど。

委員長 この計画予定みたいなのは、把握はされておるわけでしょうか。

市民環境事業部長 先ほども申し上げましたように、今解体工事が進んでおりましてほぼ完了する時期かと思

います。多分、平成25、26年のうちに新しい施設ができて、平成27年度に遅くとも新しい病院で運営してまいりたいということは聞いておりますので、そんな日程かというふうに理解しております。

委員長 継続審査にしたいと思えますけれども、それでよろしいでしょうか。皆さん、継続審査。意見。

青柳充茂委員 私は趣旨採択くらいでもいいかなって感じはしますけどね。ちょっと若干確かに内容でまだよくわからないところがあるけど、継続までしなくてもいいような、趣旨採択でもいいんじゃないかって思います。

丸山寿子委員 私も趣旨採択でいいかなと思っていますので、今の継続するかしないかについては、継続しなくていいと思います。

委員長 それでは、継続審査という意見が出されましたので、継続審査に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔挙手少数〕

委員長 念のため継続審査に反対の委員の挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

委員長 それでは、継続審査にしないことに決しました。

委員より趣旨採択の意見が出されておりますので、趣旨採択とすることについてお諮りをいたします。趣旨採択とすることに賛成の委員の。

柴田博委員 ちょっと待って。

委員長 討論をやったほうがいい。

柴田博委員 陳情の中身がよくわからなくて趣旨採択してって、どういう意味で趣旨採択するようにするわけですか。

青柳充茂委員 確かにね、あやふやなところはあるけれど、言ってる、ここの特に1、2だと思えますけれど、縮小、廃止することなくとかね、それから地域医療の充実を図るように県に対して要請してくださいっていうあたりのところは理解ができるので、塩尻市議会としてどういう行動ができるかっていうことがはっきりできないので採択はできないんだけど、趣旨は理解するというような意味です。

委員長 ほかに。

丸山寿子委員 私ちょっと不明なところはありますけれども、松本市南部から塩尻市地域の総合病院として医療を発揮できるようにというような思いから、この1、2を挙げてきていると思いますので、この地域医療の充実を図るってことですか、また病院の形態がですね、縮小とか廃止することなく充実化を図るように要請していくという意味で、その点につきましては大変賛同できますので、趣旨採択を私はしたいと思えます。

委員長 ほかにありますか。

それでは、意見ないようでございますので、趣旨採択とすることについて、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

委員長 それでは、多数と認め、平成24年12月第3号国立医療と地域医療の充実に関する陳情については、趣旨採択とすることに決定いたしました。

意見書については、上げないということにさせていただきます。

陳情 12月第4号 最低制限価格の設定に関する陳情

委員長 続きまして、陳情 12月第4号最低制限価格の設定に関する陳情について審査いたします。質問、意見ありましたらお願いします。現在塩尻市の現状について御説明願いたいと思いますが。

契約担当課長 現在の塩尻市の状況でございますが、建設工事に伴う設計、工事監理業務に関しましては、最低制限価格制度自体設けてございません。ただ、入札の最低金額が予定価格の50%未満となった場合につきましては、入札時に落札者を決定せずに落札候補者として保留し、低入札価格調査を実施した上で、審査会で落札にするか失格にするかを決定しているという状況でございます。

委員長 それでは、質問、意見ございましたら。

柴田博委員 この陳情内容については、これが決まってからやるのが普通かもしれないけれども、現時点でこの中身についてはどのように考えていますか。こういうことをやろうという方向は、今のところないってということではないんですか。

契約担当課長 今回の陳情の関係の設計監理の関係でございますが、近年の落札率等を見させていただきまして、本年度におきましても8件の入札がございました。その段階におきましても落札の平均落札率でございますが96.41%ということで、まだ大分高い状況かなと感じておりまして、近々の最低1,000円っていうか、低い値での応札が今現在ない状況におきましては、今現在そこまではどうかというようなことで考えております。

委員長 ほかに質問、意見ございますか。

柴田博委員 以前にも同じような陳情が出てたことがあったかと思うんですが、前はどうかだったかというのはわかりますか。

委員長 事務局か、課長わかったら課長のほうでもいいですか。事務局。

庶務係長 前回、昨年ですけれども、平成23年12月に同じ陳情が出ておりまして、その時は趣旨採択という形になっております。

委員長 趣旨採択という意見というか、という意見も出されましたけれども、趣旨採択するということで、賛成でよろしいでしょうか。趣旨採択、よろしいですか。

〔「よろしい」の声あり〕

委員長 それでは、趣旨採択することに決しました。

それでは、意見書の取り扱いですが、1号の関係だけは出すもんですから、意見書の案文とか、字句の訂正、取り扱いについては正副委員長に御一任願いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これで全部終了ですか。継続審査の関係、あるかな。

閉会中の継続審査申し出

総務部長 閉会中の継続審査についてお願いをいたします。本委員会が所管します総務、協働企画、市民環境

事業部、それぞれに重要事業等を抱えておりますので、閉会中におきましても協議会等をお願いすることがあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

委員長 ただいま継続審査の申し出がありました。これについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

以上で本委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文については、委員長に御一任願いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは、理事者からあいさつをお願いいたします。

理事者あいさつ

副市長 慎重に御審査をいただきましてありがとうございました。御審査の中で賜りました御意見等につきましては、これからの行政に生かしてまいりたいと考えております。どうもありがとうございました。

委員長 以上で12月定例会総務環境委員会を閉会といたします。御苦労さまでございました。

午後1時24分 閉会

平成24年12月14日（金）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 古畑 秀夫 印